

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十五号を次のように改める。

十五 公益財団法人暴力追放広島県民会議

別表第三中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 株式会社水みらい広島

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。